

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

DNA型鑑定資料の取扱要領について

DNA型鑑定を犯罪捜査に有効に活用するためには、資料の腐敗、汚染、取り違え等を招くことがないように、採取から鑑定、返却及び保管に至る各段階において資料の同一性の確保を図ることが重要であり、採取方法や取扱いを誤ると鑑定が不可能となるばかりか、当該資料の証拠価値そのものを滅失してしまうおそれがある。

そこで、このほどDNA型鑑定資料の取扱要領を定めたので、適正な運用に努められたい。

記

第1 採取時等の留意事項

資料の採取等に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、採取状況、採取経過を明らかにするなど証拠の証明力の確保に努めなければならない。

1 基本的留意事項

- (1) 犯罪現場に犯人と関係のない体液、毛髪等の資料を残さないよう、現場に臨場する捜査員等にはポリ手袋、マスク、ヘアキャップ、足跡カバー等の着用を徹底すること。
- (2) 採取用具は、資料ごとに清潔なものを使用し、直接手指で資料に触れないこと。
- (3) 資料を採取する場合には、採取状況を写真撮影するとともに、資料を個別に乾燥剤入りの収納袋に収納し、必要な捜査資料を作成してその経過を明らかにしておくこと。
- (4) 採取資料は、汚染防止、腐敗防止、取り違え防止及び他の資料との接触、混同等の防止を図るため、収納袋ごとに「鑑定等取扱要綱の制定について」（平成22年刑研甲達第4号、以下「要綱」という。）に定める資料票を貼付すること。

2 遺留資料

犯罪現場に遺留された資料は、事件の軽重を問わず積極的な採取に努めなければならないが、資料の種類、形態、状態等が様々であることから、採取に当たっては、これらの特性に応じた取扱いに配慮しなければならない。

- (1) 凶器や着衣等持ち運びが容易なものに付着した血痕や精液斑等の資料は、そのまま採取すること。
- (2) 持ち運びが困難なものに付着しているなどこれにより難しい場合で、乾燥して血粉状又は鱗片状を呈するなど剥離可能な場合は、剥がし取って採取すること。
- (3) 乾燥して剥離不可能な資料は、超純水で湿らせたガーゼ片又は綿糸等に転写して

できる限り濃く採取すること。

- (4) 未乾燥又は流動性を有する資料は、スポイト等を用いて採取し、試験管やびん等に入れて採取すること。
- (5) 毛髪は、毛根鞘が脱落しないように慎重に1本ずつ採取し、個別の容器に収納すること。
- (6) 腔内容物は、綿棒1本を用いて採取するよう、医師に依頼すること。
- (7) 血痕を検査する際に使用するルミノール試薬や精液斑を検索する際に使用するSMテスト試薬等の噴霧及び指紋検出に使用するシアノガス法や加熱操作はDNAを破壊するため、事前に科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）と連携を図り、必要最小限にとどめること。

3 比較対照資料

比較対照資料とは、現場資料の特定DNA型を被疑者及び参考人等の特定DNA型と比較対照するためのものをいい、これらの採取に当たっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被疑者（重要参考人等容疑濃厚な者を含む。以下「被疑者等」という。）
 - ア 口腔内細胞を採取する場合は、証拠能力を確保するため、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）等の定めに従い適切に採取すること。この場合、事前にDNA型鑑定趣旨及び目的について説明し、DNA型鑑定を行うことの承諾を得ること。
 - イ 血液を採取する場合は、鑑定処分許可状の発布を得て、3ミリリットルを超えない量を採取すること。また、採血に際して被疑者等の抵抗が予想されるなど直接強制が必要なときは、鑑定処分許可状と併せて身体検査令状の発布を得て行うこと。

採取した血液は、科捜研が配布する凝固防止剤（ヘパリン等）入りの試験管に収納すること。
- (2) 被害者及び被害関係者（以下「被害者等」という。）
 - ア 口腔内細胞を採取する場合は、上記（1）アと同様とする。
 - イ 血液を採取する場合は、原則として任意提出の方法により、3ミリリットルを超えない量を採取すること。採取した血液は、凝固防止剤（ヘパリン等）入りの試験管に収納すること。
- (3) 死体

血液を採取する場合は、約5ミリリットルの心臓血を採取すること。ただし、血液の採取が困難な場合又は腐敗している場合は、爪、骨の一部又は腐敗していない筋、臓器（心臓、肝臓、腎臓など）等の組織片を採取すること。

なお、生前に輸血が行われていた場合は、爪又は毛根鞘の付いた毛髪を採取しておくこと。

第2 資料の取扱いに関する留意事項

1 遺留資料

遺留資料は、資料の種類、形態、状態等が様々であり、これらの特性に応じた取扱いに留意しなければならない。

- (1) 採取資料は、他の資料との接触、混同及び漏出を防ぐため、個別の収納袋に収納するとともに、開封口に事件名、採取月日、採取場所、立会人、採取者等を記載した封印シール（別添資料1）を貼付し、立会人の署名・押印（指印）を求めること。
- (2) 腐敗等を招きやすい資料の運搬に当たっては、クーラーボックス等を使用するなど保冷に努め、科捜研との連携を密にし、良好な状態で鑑定を行うことに留意すること。やむを得ず資料を自然乾燥させる必要がある場合は、次に掲げる事項について十分留意すること。
 - ア 収納袋等を開封する場合、採取者は、ポリ手袋やマスク等を確実に装着した上で行うこと。
 - イ 立会人を置き、その上で、資料に収納袋と共通の番号札等を付し、乾燥箇所の写真撮影を行うとともに、その経過を捜査書類で明らかにしておくこと。当該資料を収納袋に戻す場合は、当該番号札等と資料を確実に突き合わせるとともに、立会人の署名・押印を求め、封印シールで確実に封印を行い、汚染防止や取り違い防止等に配慮すること。
- (3) 一時的に資料を保存する必要がある場合は、冷凍庫に保存し資料の混同や変質防止等に努めること。ただし、臓器等の組織片は、必ず冷凍保存すること。

2 口腔内細胞

口腔内細胞を採取する場合は、採取キットを使用し、付属の説明書に記載されている指示に従って適切に採取すること。

第3 鑑定の囑託及び回答等

1 鑑定囑託

所属長は、鑑定を囑託するに当たっては、要綱に定める鑑定囑託書を作成の上、速やかに資料を科捜研に搬入するものとする。

2 鑑定における配意事項

- (1) 科捜研における資料の受理から返却までの過程においても、資料の汚染防止、取り違い防止及び紛失防止に努める等慎重に取扱うこと。
- (2) 鑑定はなるべく資料の一部をもって行い、鑑定した後の残余資料又は鑑定後に生じた試料の残余（科捜研において鑑定等に使用するため資料から採取等して分離した物をいう。以下、鑑定した後の残余資料と併せて「残余資料等」という。）は、鑑定書又は鑑定結果書（以下「鑑定書等」）に記載の上、鑑定を囑託した所属長へ確実に返却すること。
- (3) 犯罪現場その他の場所に被疑者が遺留したと思慮される資料（以下「遺留資料」という。）から検出されたDNA型が捜査員等のものでないことを確実に確認すること。

3 鑑定等の結果の回答及びデータ等の取扱い

- (1) 鑑定書等については、他の捜査書類と同様に刑訴法等の定めるところにより適切に取り扱うこと。
- (2) 鑑定書等（控）及び鑑定のために取得した写真（フィルムを含む）、電磁的記録、分析データなど鑑定の過程で得られた記録については、要綱に基づき適切な保管を行うこと。

第4 残余資料等の取扱い

1 鑑定終了後の措置

残余資料等については、乾燥可能なものは十分乾燥させ、臓器等の乾燥が難しいものについては、冷凍した後、再鑑定を考慮して資料に応じた適切な保管を行うものとする。

- (1) 被疑者等又は被害者等から任意提出を受けた口腔内細胞等については、任意提出書の提出者処分意見欄の記載に従って措置することとなるが、警察の処分に委ねられている場合は、これを廃棄すること。
- (2) 鑑定処分許可状の発布を得て、被疑者の身体から採取した血液等については、廃棄すること。
- (3) 再採取が困難な資料については、再鑑定を考慮した措置を検討すること。

2 返却用封印シールによる封印

鑑定終了後、科捜研において残余資料等をポリ袋に収納し、青色文字で印刷された返却用封印シール（別添資料2）で封印するとともに、封印箇所を割印した後に鑑定を囑託した所属長に返却するものとする。

3 資料の保管

鑑定後の残余資料等については、「福井県警察証拠物件管理要綱の制定について」（平成22年刑企甲達第50号）に基づき、証拠資料としての手続を図り、返却用封印シールで封印した状態のまま冷凍庫で保管措置を図るものとする。

4 委託保存

鑑定後の残余資料等は、採取した所属において保存することを原則とするが、当該所属に冷凍庫の保存設備がない場合又は当該所属の冷凍庫で保存することが適切でないと認める場合は、「科学捜査研究所が保有する超低温槽への残余資料等の保管委託要領等について」（平成22年刑研甲達第3号）に基づき、科捜研の保有する超低温槽に保管委託の措置を図るものとする。

5 被疑者に対する証拠品提示

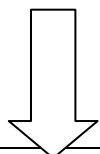
DNA型鑑定資料を被疑者に提示する場合は、ポリ手袋、マスク等を着用するなど汚染防止に努めるとともに、紛失防止等の徹底を図るものとする。

別添資料1
封印シール

署		事件	
採取月日	平成	年	月 日
採取場所			
立会人		採取番号	⑩
採取者			

別添資料 2
返却用封印シール

青色文字



<p>井県警察 福井県警察 福井県 福井県警察 福井県警察 福井 福井県警察 福井県警察 福</p>	<p>幅 5 cm</p>
------------------------------------------------------------	---------------